

防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号介護予防支援
事業に関する基準

令和元年9月18日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、防府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項第1号エに規定する第1号介護予防支援事業について定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語は、介護保険法及び要綱の例による。

(幸せます状態)

第3条 幸せます状態とは、以下のいずれかを活用しながら、自分らしい生活を送るためのセルフマネジメントが継続できるよう支援を受け、または支援を受けなくてもセルフマネジメントが継続することにより、介護予防給付（住宅改修、福祉用具購入および福祉用具貸与を除く）、地域密着型介護予防サービスおよび別表1のサービスを利用しない状態をいう。

(1) 地域にある住民主体の活動やサービス

(2) 企業や商店のサービスまたはそれらの事業そのもの

(3) 地域の活動や家族や友人など、利用者が元気に過ごしていた元の生活を支えた社会資源や対象者の生活を支えことができるあらゆる社会資源

2 幸せます状態は、本人、介護支援専門員及び第1項に規定するサービスを利用している場合においてはサービス事業所の合意によって認定する。

(第1号介護予防支援事業のサービス内容)

第4条 第1号介護予防支援事業のサービス内容は、別表2のとおりとする。

(ケアマネジメントA)

第5条 ケアマネジメントAの利用者は、要綱第4条第1項第1号に規定する第1号事業のうち、別表1の事業を利用する者とする。

(ケアマネジメントB)

第6条 ケアマネジメントBの利用者は、自分らしい生活を送るためのセルフマネジメントが継続できるよう支援が必要な幸せます状態で、介護予防給付（住宅改修および福祉用具購入を除く）、地域密着型介護予防サービスおよび別表1のサービスを利用しない者とする。

(ケアマネジメントC)

第7条 ケアマネジメントCの利用者は、自分らしい生活を送るためのセルフマネジメントが継続できるよう支援が必要な幸せます状態で、介護予防給付（住宅改修および福祉用具購入を除く）、地域密着型介護予防サービスおよび別表1のサービスを利用しない者で、ケアマネジメントが初回のみ必要と判断できる者とする。

(雑則)

第8条 この基準に規定するもののほか、第1号介護予防支援事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

別表 1 （利用の際にケアマネジメントAを利用するサービス）

事業の種別	サービスの種別
第 1 号訪問事業	予防給付型サービス
第 1 号通所事業	予防給付型サービス、生活維持型サービス、生活維持・短時間型サービス、短期集中予防型サービス

別表 2 （第 1 号介護予防支援事業のサービス内容）

事業内容	ケアマネジメント A	ケアマネジメント B	ケアマネジメント C
アセスメント	実施	実施（種別変更時は不要）	実施（初回のみ）
プラン作成	介護予防サービス支援計画書	介護予防手帳	簡易な介護予防サービス支援計画書 必要時は介護予防手帳
プラン期間	1 2 か月	なし	なし
訪問・面接	3 か月に 1 回 他月は電話	必要時	必要時
評価	年 1 回評価表の記入	なし（必要時の見直し）	なし（必要時の見直し）
算定	毎月	毎月（上限 1 2 か月）	初回のみ